

## お知らせ

### ～新築住宅を建設する建設業者と販売する宅建業者の方へ～ 住宅瑕疵担保履行法にかかる事業者向け講習会のご案内

受講料は  
無料です



住宅瑕疵担保履行法により、平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す場合、建設業者の方と宅建業者の方は、保険加入又は供託のいずれかの対応が必要となりました。

①保険に加入される方は、原則として着工前に申込みを行っていただきます。  
②供託される方は、年 2 回の基準日において保証金を供託していただきます。  
※いずれの対応もされない場合は、新たな請負契約や売買契約を締結できなくなります。

また、新築住宅を引き渡した事業者(建設業者又は宅建業者)は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の基準日ごとに届出手続を行うことが必要となりました。

そこで、静岡県では、建設業者、宅建業者の皆様には住宅瑕疵担保履行法の概要を御理解いただくとともに、届出方法等をお知らせするため、下記日程により事業者向け講習会を開催いたします。

事業者の皆様はこの機会をぜひ御活用ください(受講は無料です)。

| No. | 開催地  | 開催日時                | 会場          | 定員    |
|-----|------|---------------------|-------------|-------|
| 1   | 静岡市① | 1/21(木) 10:00~11:30 | 静岡市民文化会館    | 1170名 |
| 2   | 掛川市  | 1/21(木) 15:00~16:30 | 静岡県総合教育センター | 550名  |
| 3   | 富士市  | 2/26(金) 10:00~11:30 | 富士市文化会館     | 700名  |
| 4   | 沼津市  | 2/26(金) 15:00~16:30 | 沼津市民文化センター  | 1516名 |
| 5   | 伊東市  | 3/23(火) 10:00~11:30 | 伊東市観光会館     | 1007名 |
| 6   | 浜松市  | 3/25(木) 10:00~11:30 | 浜松市教育文化会館   | 1492名 |
| 7   | 静岡市② | 3/25(木) 15:00~16:30 | 静岡市清水文化センター | 1507名 |

※ 会場ごとに先着順、定員になり次第、締め切ります。

#### 【講習会の日程や申込み等についてのお問い合わせ先】

住宅瑕疵担保履行法講習会協議会事務局 電話：0570-064-892

#### 【住宅瑕疵担保履行法の届出手続等に関するお問い合わせ】

(建設業者の方) 静岡県建設部建設業室 電話：054-221-3058

(宅建業者の方) 静岡県県民部住まいづくり室 電話：054-221-3077

ホームページ：<http://www.mlit.go.jp>

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。